

(非公式日本語訳)

## はじめに

当事務所の季刊ニュースレター（税制編）2009年7月号をお届けいたします。本ニュースレターはオランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、スイスおよび欧州連合（EU）において、あるいはこうした国々を通じて投資をする日本企業を対象に発行しています。本ニュースレターでは、オランダにおける税法関連動向の最新情報を概説し、さらにはベルギー、ルクセンブルグ、スイスそして欧州連合における展開にも触れていきます。

### トピックス

#### オランダ

- 損失繰り戻し規則の一時的緩和
- 航空券税、0%へ低減
- VAT; VAT 申告の月次から四半期ベースへの移行
- 日本オランダ社会保障協定
- 条約についての最新情報

#### ベルギー

- 修正資本参加免税
- 概念上利息控除制度
- EUの貯蓄交差に関する情報交換
- 条約についての最新情報

#### ルクセンブルグ

- IP制度の明確化
- 条約についての最新情報

#### スイス

- スイスと日本の自由貿易協定

#### EU

- 利息とロイヤルティ指令の機能性に関する報告を委員会が採択

記事に関するご質問がありましたら、当東京事務所のパトリック・ファン・オープンまたはユルーン・ファン・モーリックまでご連絡下さい。

**Loyens & Loeff Tokyo**  
 Patrick van Oppen  
 Jeroen van Mourik  
 12F, Nishimoto Building  
 3-23 Kanda Nishikicho  
 Chiyoda-ku Tokyo 101-0054  
 t +81 3 5281 5582  
 f +81 3 5281 5583

[patrick.van.oppen@loyensloeff.com](mailto:patrick.van.oppen@loyensloeff.com)  
[jeroen.van.mourik@loyensloeff.com](mailto:jeroen.van.mourik@loyensloeff.com)  
[www.loyensloeff.com](http://www.loyensloeff.com)



## オランダ

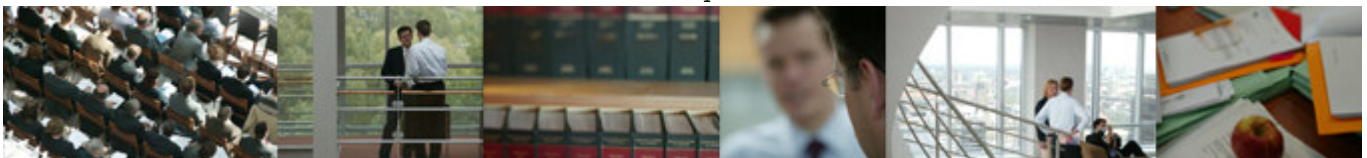
### 損失繰り戻し規則の一時的緩和

2008 年度（暦年以外の会計年度の場合は 2008/2009 年度）に認識された税務損失は、試算に基づいて繰り戻すことができる。つまり、2008 年度の税務申告が提出されている必要はなく、2008 年度の損失が繰り戻される年度についても、最終賦課査定書が発行されている必要はない。予定賦課査定書で十分とされる。これにより、納税者はキャッシュ・フローにおいて、かなりの便益を得られる可能性がある。

現在も同様であるが、前記の損失は 80%までの範囲のみが対象とされる。税務損失の試算は、（暫定）会計報告書などによる実証が要求される。繰り戻し申請の審査の後、税務検査官は損失の暫定繰り戻しに関する査定書を発行する。

暫定繰り戻し額が過大であった事が判明した場合、過剰申請部分に対しては利息が課せられる。

繰り戻し対象の税務申告がすでに終了し、繰り戻しを充当しようとする年度に関する最終賦課査定書が



まもなく発行されると予測される場合、暫定繰り戻しを実施することはできない。

## 航空券税、0%へ低減

2008年7月1日、環境保護政策の一環としての航空機の利用抑制策、いわゆる発券税が航空券に導入された。現状の金融危機に対応してオランダ政府が導入した一連の政策の一つとして、航空券への課税は、2009年7月1日をもって0%へ低減される。

## VAT; VAT 申告の月次から四半期ベースへ移行

現状の金融危機に対応したもう一つの政策として、企業の VAT（付加価値税）申告を現在の月次ベースから四半期ベースに移行する案がある。また VAT の納付がある場合もまた、この移行により四半期ベースの納付となる。

## 日本 オランダ 社会保障協定

オランダは日本との間で、公的社会保障に関する条約および行政協定に署名している。2009年3月1日に発効したこの協定により、二重加入と重複保険料支払いが回避されることから、オランダ在住の日本人投資家および日本在住のオランダ人投資家にとっては魅力的なものとなっている。同協定では、国外駐在員はどちらの国の強制社会保障負担を支払うか明確に規定されている。また、航空会社職員、船員、外交官が従業員制度の下でどちらの国の被保険者になるかが規定されている。

## 条約についての最新情報

- 今年初頭、オランダと英国間で新しい条約が批准された。なかでも、反濫用防止条項などが規定されている。
- 2009年5月29日、オランダとルクセンブルグは新しい租税条約を締結した。詳細は追って報告される。
- 最近、オーストリア及びエストニアとの租税条約の議定書が発効された。

- 最近、オランダはバミューダ及びバングレーとの間で、情報交換協定に署名した。



ベルギー

## 修正資本参加免税

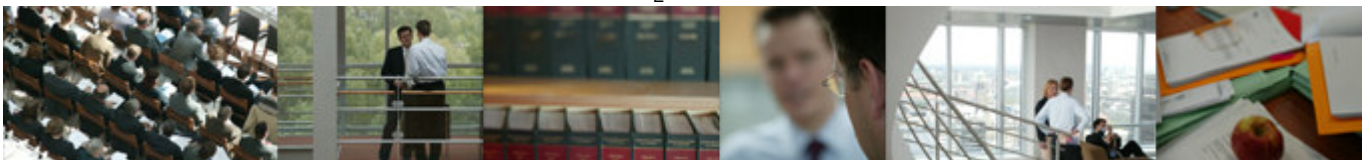
以前、TNL（税制編）で記したとおり、2009年2月12日、ECJは Cobelfret 訴訟（C-138/07）において、親子会社指令の施行時に導入されたベルギーの配当資本参加免税制度に関して判決を下した。問題は、以下を規定したベルギーの法律が親子会社指令を妨げるか否かであった。すなわち親会社が受け取る子会社の配当金を、まず親会社の課税標準所得とし、その後、他の免税利益（同じ課税期間の税務損失など）の控除後も親会社が黒字を計上している場合においてのみ、この課税所得から配当金額の95%が控除できるという内容である。

2009年5月8日、資本参加免税規則の修正により、ベルギー企業に、過去に認められていなかった受取配当金控除の繰越が許可されるようになった。この修正は1992年まで遡って適用される。

## 概念上利息控除制度

未確認情報 だが、EU 委員会 は概念上利息控除（「NID」）制度の対象範囲の拡大を要請する正式な通知をベルギーに送達したとのことである。

NID 制度は、ベルギー居住または非居住法人に対する法人所得税の対象となる会社に適用される。原則、概念上利息費用は、課税標準から控除される。この利息費用は、様々な調整を加えた、前会計年度末時点での会社の総資産額に対する比率に基づき計算される。資産は、特に、他の加盟諸国に立地する恒久施設に帰属する資産の正味簿価および他の加盟国に立地する不動産の正味簿価が減額される。委員会



は、他の加盟国に立地する恒久施設または不動産に対するベルギー企業の投資が、これらの調整によって抑制されると見ているようである。このため、委員会はベルギーに対してこれらの調整を撤廃するように要請している。

これも未確認情報だが、ベルギーはすでに委員会の要請に対応するために、NID 制度の技術的な修正に着手しているとされている。もし事実ならば、ベルギーの NID 制度は現在よりもさらに魅力的な制度となる可能性がある。

## EU の貯蓄口座に関する情報交換

2009 年 3 月 12 日、ベルギーの財務大臣は、2010 年以降、支払利息の形態をとる貯蓄収入に対する課税に関する 2003 年 6 月 3 日の議会指令 2003/48/EC（「貯蓄指令」）に基づき、ベルギーは他の加盟国の居住者がベルギー国内に保有する貯蓄口座に関する情報を他の加盟諸国と交換する予定であることを発表した。

この貯蓄指令の目的は、ある加盟国に居住する個人受益権所有者の別の加盟国に存在する、支払利息の形をとる貯蓄収入を、所有者の居住加盟国の法律に従い、同国で施行される税制の対象とすることである。この目的は、加盟国間の自動的な情報交換に基づいて達成されるべきである。しかし、ベルギーは、同指令が対象とする貯蓄収入への最低限の課税は源泉徴収税によって確保されているとして、移行期間中は情報交換を行わない事を容認してきた。

2010 年以降、源泉徴収税は、したがって、廃止され、ベルギーは他の加盟諸国の居住者がベルギー国内に保有する貯蓄口座に関して、情報交換を行う予定である。

## 条約についての最新情報

- 最近、ベルギーとチュニジア間で租税条約が発効された。一定の条件の下で、条約では配当金に対

して 5%、利息に対して 0%、ロイヤルティに対して 11%の源泉徴収税を規定している。



ルクセンブルグ

## IP 制度の明確化

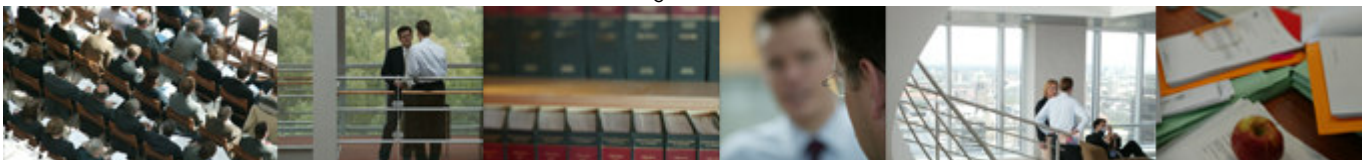
2009 年 3 月 5 日、ルクセンブルグの税務当局は、ルクセンブルグの IP 制度に関する通達（「通達」）を発行した。これは、この部分的免税制度の解釈にに関して、一定の指針を与えることを目的としている。

2008 年 1 月 1日に発効したルクセンブルグの IP 制度では、ソフトウェア、特許、商標、意匠、モデル、ドメイン名の著作権から得られる収益の 80%が免税される。この部分的免税を通じて、かかる IP 収益の有効税率は 5.7%となる。2009 年 1 月 1日に、この IP 制度は、IP 権を含む純資産に対して 0.5%の税率で課税されていた純資産税を全額免税とすることにより完成した。

この通達では、IP の各カテゴリが詳細に規定されている。さらに、この制度を適用する場合の一定の条件、IP 収益に関連した外国税額控除の制限、および IP 制度における IP の評価方法に対する見解を示している。

## 条約についての最新情報

- 2009 年 5 月 29 日、オランダとルクセンブルグは新しい租税条約に署名した。詳細は追って報告される。





## スイス

### スイスと日本の自由貿易協定

日本とスイスの両政府は、自由貿易協定（「FTA」）の締結を決定した。この FTA に基づき、日本とスイスは、スイスおよび日本の関税管轄区を原産地とする製品の輸入に関して、互いの国の関税を撤廃または低減する予定である。原産地は、指定当局が発行する証明書による証明が必要である。定期的に製品を輸出する企業は、原産地証明を自社で作成することが許可される。

輸入税率の低減の適用には、製品は日本とスイス間で直接輸送されなければならない。製品が第三国の領域に入る場合、通過または倉庫への一時的な保管を目的とする場合に限り優遇関税を適用することができるが、製品に対して、混載貨物の分割、積み下ろし、積み直し、および製品を良好な状態で維持するための取扱い以外の作業を行わないことが条件とされる。

ティに関する指令を完全に施行する義務がまだ生じていないためである。この調査はブルガリアとルーマニアが欧州連合に加盟する前に終了しているが、両国も移行措置特例の対象であることに留意する必要がある。

同報告では、利息とロイヤルティに関する指令の全般的な実施は納得のいくものであったと締め括られているが、より統一的な解釈および法的確実性を求める提案が示めされている。この報告書ではまた、利息とロイヤルティに関する指令の対象範囲の拡大を含めた、現行の本文の改善にも着目している。報告書の調査結果に関して議会レベルで討議されることにより、委員会に対して今後の修正法案の指針が提示されるものと見られる。

**概要という性質上、本ニュースレターは法律のアドバイスとして代用できません。本ニュースレターの情報は最大の注意を払って作成しておりますが、お客様が当社の協力なしに単独で情報を利用された場合、当社はその結果については責任を負いません。**

<お断り>

これは非公式日本語訳です。解釈に差異が生じる場合は、英語版を正本とします。



## EU

### 利息とロイヤルティに関する指令の機能性に関する報告を委員会が採択

2009年4月17日、欧州委員会は利息とロイヤルティに関する指令の機能性についての報告書を議会に送達した。利息とロイヤルティに関する指令の目的は、関連企業間の国境を越える利息およびロイヤルティの支払いに対し、二重課税を廃止することである。

この調査に参加したのは 20 の加盟国のみであり、移行措置特例の恩恵を受けるギリシャ、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ポルトガルの 5 か国は含まれていない。これらの 5 加盟国は、利息とロイヤル

